

事業者名称(事業者番号): 公立甲賀病院訪問看護ステーション(2561490083) TEL.0748-65-3160
提供サービス名: 訪問看護

評価年月日: 平成29年2月10日

介護保険サービス評価表(自己評価)

B 対等なサービス利用関係の確立・計画的なサービス提供

1. サービス提供計画の管理

1-1 サービス提供計画の策定・見直しに関する責任の所在と役割分担が明確ですか。

- 利用者一人ひとりについて、サービス提供計画の策定・見直しに関する責任者を決めている
- サービス提供計画の策定、見直しに関し、職種または部門ごとに担当者を決めている
- 責任者および各職種または部門の担当者が参加して、カンファレンスを行っている
- カンファレンスの内容を記録している
- その他(
- 実施していない

特記事項:

週一回の定期カンファレンスで見直しを行っている。

【評価の考え方】

サービス提供計画の策定、見直しを行うにあたっては、利用者の状況等を総合的に把握する必要があり、そのためには一連の過程における責任の所在と役割分担を明確にしておくとともに、カンファレンスが行われていなければなりません。

【定義】

- ・「サービス提供計画」とは、ケアマネージャーにより作成される計画ではなく、それを受け、各事業所で作成する計画をいいます。
- ・「責任者」とは、サービス提供計画全体に対する責任者をいいます。
- ・「担当者」とは、サービス提供計画の特定部門の実施に対する担当者をいいます。

1-2 サービス提供計画の策定・見直しの過程で、利用者や家族への説明と同意を徹底していますか。

- サービス提供計画、サービスの経過、結果の評価を、利用者や家族へ説明するための書式を整備している
- サービス提供計画の策定・見直しに関するカンファレンスに利用者や家族が参加している
- 利用契約の締結が困難な利用者に対する配慮を行っている
- 苦情申し立ての権利を、利用者や家族に周知している

- その他(
- 実施していない

特記事項:

「訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書」に苦情申し立ての連絡先の明記があり、サービス計画に対し、利用者や介護者に合意を得ている。

【評価の考え方】

サービス提供計画は、利用者や家族を主体として考える必要があります。そのためには、事業者のみの判断によって作成・変更するのではなく、あらかじめ利用者や家族への説明を行い、同意を得た上で行うべきです。また、話し合いや利用契約等が困難な利用者や家族に対しては、それを支援するための所要の措置を講じる必要があります。

【定義】

・「利用契約が困難な者」とは、痴呆性高齢者等であって判断能力が不十分な利用者をいいます。

【評価のポイント】

・「苦情申し立ての権利を周知」は、事業所内に掲示したり、利用者へのお知らせ文書などにより、現に利用者がそれを知ることができる状態にあるかを確認する。

1-3 ケアマネージャーなどとの情報交換を適切に実施していますか。

- ケアマネージャーや他のサービス機関などが参加したケース検討会を行っている
- 事業所におけるサービス提供計画の策定・見直しをケアマネージャーに伝えている
- 利用者のかかりつけ医・利用者が利用している他のサービス機関の担当者を把握しており、利用者や家族の承諾を得て、必要な情報交換を行っている
- ケアマネージャーなどに対する情報提供票を整備している
- その他(
- 上記にあてはまらない
- 実施していない

特記事項:

計画書や報告書をケアマネージャーへ送付している。

【評価の考え方】

入所施設などにおいては、その事業所内のケアマネージャーとの関係を指します。しかし、この場合もケアマネージャーとは一線を画した関係として考え、日常的に行われている情報交換がどのように位置づけられるものなのか整理しておく必要があります。

2. サービス提供計画の策定・サービス提供・評価と見直し

2-1 利用者一人ひとりにアセスメントを行い、サービス提供計画を策定していますか。

- アセスメント票を整理している
- 利用者全員にアセスメントを行っている
- アセスメントに際しては、自宅訪問を行っている
- アセスメントに複数の職種が参加している
- 利用者の目標を明らかにしたサービス提供計画を策定している
- その他(
- 実施していない

特記事項:

【評価の考え方】

アセスメントは利用者一人ひとりに対して行われている必要があり、統一した様式で複数の職員が参加して行われるものでなければなりません。

【評価のポイント】

- ・「自宅訪問」は、原則的に自宅を訪問していることを確認する。
- ・「目標」は、具体的に明記されているかを確認する。

2-2 サービス提供に当たり、サービスの標準化を図っていますか。

- 個々のサービスについて、標準的な方法を定めている
- 標準的な方法について、定期的に見直しを行っている
- その他(
- 実施していない

特記事項:

看護基準、看護手順があり、定期的に見直している。
標準看護計画を作成し、個々の看護計画を作成している。

【評価の考え方】

公正なサービスが提供されるためには、事業所におけるサービスの標準的な方法を定めておく必要があります。また、この標準的な方法は定期的、継続的に見直されている必要があります。

【定義】

・「標準化」とは、個々の利用者の身体的・精神的状況に応じたサービスをどの職員が提供しても、同様の質で提供できることをいうものであり、全ての利用者に対して同じレベルのサービスを行うことではありません。つまり、どの職員がサービスを提供しても保持されるべきレベルの設定がされている必要があります。

【評価のポイント】

- ・「定めている」は、マニュアル等により、書面として整備していることを確認する。

2-3 利用者一人ひとりについて、サービス提供計画に基づいたサービスを提供していますか。

- サービス提供計画に基づいて、職員が対応する場面や方法を具体的に明示している
- 職員対応の結果(利用者の反応)などを記録している
- 食事や排泄など、場面別に経過を追って、結果を確認できる記録になっている
- その他(
- 実施していない

特記事項:

2-4 サービスの提供を評価し見直しを行っていますか。

- サービス提供の結果が、サービス提供計画を見直す責任者に確実に伝わるシステムがある
- あらかじめ定められた時期に目標の達成状況进行评估している
- 評価結果から、サービス提供計画を見直している
- その他(
- 実施していない

特記事項:

サービス担当者会議に出席し、サービス提供の結果を共有した上で、チームカンファレンスでも確認できている。
カンファレンス等で看護計画の評価を実施している。

【評価のポイント】

・「システム」は、慣習として行われているものではなく、マニュアル等に定められていることを確認する。

3. サービス提供開始・終了時の対応

3-1 利用申込みを受けて、サービス提供が速やかに行われる体制が整っていますか。

* 入所・通所サービス評価項目

- サービス提供計画を担当者間で確認するためのシステムを整備している
- 医療管理の必要性を迅速に確認するシステムを整備している
- 新規利用に必要な物品などの準備を明示している

- その他(
- 実施していない

特記事項:

* 訪問サービス評価項目

- サービス提供計画を担当者間で確認するためのシステムを整備している
- 医療管理の必要性を迅速に確認するシステムを整備している
- その他(
- 実施していない

特記事項:

利用者個々の記録物に提供時間や管理項目を記録している。

【評価のポイント】

・「システム」は、習慣として行われているものではなく、マニュアル等に定められていることを確認する。

3-2 サービス利用に対する利用者や家族の不安を軽減する努力を行っていますか。

* 入所・通所サービス評価項目

- サービス提供者を事前に利用者や家族に紹介している
- 見学や体験利用を勧めている
- その他(
- 実施していない

特記事項:

入院中であれば退院までにあいさつをして自己紹介している。
サービス前に重要事項説明書をもとに説明している。

* 訪問サービス評価項目(訪問入浴)

- サービス**担当者**を事前に利用者や家族に紹介している
- 体験利用を勧めている
- その他(
- 実施していない

特記事項:

* 訪問サービス評価項目(訪問介護・訪問看護)

- サービス担当者[※]を事前に利用者や家族に紹介している
- その他(
- 実施していない

特記事項:

【評価の考え方】

初めてサービスを利用するときは、誰もが少なからず不安をいただくものです。サービスの内容や方針などについて説明したり、あるいは体験してもらうなどして理解を得る努力が求められます。

3-3 サービス提供終了後に想定される生活へのつなぎを援助していますか。

* 入所・通所サービス評価項目

- サービス提供の期限、サービス提供終了後に想定される生活を、サービス提供計画の策定・見直しに関わる責任者および各職種または部門の担当者が把握している
- 外泊への適切な対応や他のサービスの利用などについて、利用者や家族が必要とする情報等を提供できるようにしている
- 家族への介護技術の指導等を必要に応じて行っている
- 預かり品などの引渡しを預かり票で処理するなど、問題が生じないようにしている
- その他(
- 実施していない

特記事項:

療養指導を行う目的の利用者には終了の目安を伝えたり、状況によって通所系のサービスへ繋い
だりしている。
預かり証を作成し管理している。

* 訪問サービス評価項目

- サービス提供の期限、サービス提供終了後に想定される生活を、サービス提供計画の策定・見直しに関わる責任者および各職種または部門の担当者が把握している
- 他のサービスの利用などについて、利用者や家族が必要とする情報等を提供できるようにしている
- 家族への介護技術の指導等を必要に応じて行っている
- 預かり品などの引渡しを預かり票で処理するなど、問題が生じないようにしている
- その他(

実施していない

特記事項:

【評価の考え方】

介護保険サービスには様々なものがあり、継続して利用することもあります。本人の状態や家族等の状況の変化によりサービス利用の変更や中止がなされることがあります。その場合、次のサービスの利用やサービスを利用せずに生活を行うことに、スムーズに移行できるように支援を行うことが求められます。